

加茂文化会館

指定管理者募集要項

令和 4 年 8 月

新潟県加茂市教育委員会

加茂文化会館 指定管理者募集要項 目次

1 指定管理者制度導入の趣旨	P2
2 施設の名称及び概要	P2
3 管理の基準	P3
4 業務の範囲	P4
5 指定期間	P4
6 指定管理料	P4
7 文化会館の管理運営における収入	P4
8 自主事業の取り扱い	P5
9 応募資格	P5
10 応募手続	P6
11 提出書類等	P6
12 指定管理者候補者の選定	P8
13 選定後の手続き等	P9
14 管理運営準備・運営引継ぎ	P9
15 スケジュール	P10
16 業務開始前の取消等	P10
17 市と指定管理者のリスク分担	P11
18 問合せ先	P12

1 指定管理者制度導入の趣旨

加茂市（以下「市」という。）では、市民との協働によるまちづくりを推進し、効率化による財政状況の改善と公共サービスの質の向上の両立を図るため、指定管理者制度を導入しております。

加茂文化会館（以下「文化会館」という。）において、市民参加と協働による芸術文化活動の拠点施設として、市民サービスの向上と効率的な運営を図るために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び加茂市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（令和 2 年加茂市条例）の規定に基づき、指定管理者を広く公募し、応募者のノウハウと創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の名称及び概要

(1) 施設の名称 加茂文化会館

(2) 所在地 新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号

(3) 施設の概要

建築年月 昭和 56 年 12 月

敷地面積 13,698 m²

延床面積 5,211 m²

施設構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建

主な施設

① 大ホール

- ・収容人員：902 席（固定席 779 席、移動席 119 席、車椅子席 4 席）

※令和 4 年大ホール客席改修工事後の予定席数です。

- ・用 途：音楽、舞踊、演劇、演芸、講演会、大会等

- ・舞台規模：間口 16.4m、奥行 15.5m、高さ 8m

- ・舞台機構設備装置：オーケストラピット、小迫り 1 基、音響反射板、ピアノ 2 台、所作台類

- ・照明設備：フェーダー 60 本 3 段プリセット調光装置

- ・音響装置：音響装置一式、3 点吊りマイク装置、インターカムシステム一式

- ・楽 屋：楽屋大部屋 1（和室）、楽屋小部屋 2、リハーサル室 1、浴室 2

② 小ホール

- ・収容人員：204 席

- ・用 途：音楽、講演会、会議等

- ・舞台規模：間口 6.1m、奥行 3.3m

- ・舞台機構設備装置：ピアノ 1 台

- ・音響装置：音響装置一式

③ サークル室

- ・収容人員：中サークル室 43 人、小サークル室 28 人

④ その他

- ・その他施設：展示室（良寛展示室）、市民広場

- ・専用駐車場：44 台

- ・併用駐車場：309 台（市役所来庁者用 83 台、職員用 165 台、ゆきつばき荘 61 台）

3 管理の基準

(1) 開館時間

午前 9 時から午後 10 時まで

(2) 休館日

① 毎週火曜日

② 12 月 29 日から 1 月 3 日まで

但し、指定管理者が必要ありと認めるときは、あらかじめ加茂市教育委員会（以下委員会）の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することができます。応募者の柔軟な発想により、新たな視点から検討を行い、これらを変更する場合には、加茂文化会館事業計画書（以下「事業計画書」という。）に記載して提案してください。

(3) 関係法令等の遵守

施設の管理運営に当たっては、本募集要項、業務仕様書、提案書（申請書及び付属書類）、年度ごとに作成する事業計画書のほか、関連する法令等を遵守してください。

(4) 入場制限の要件

下記に該当する者は入場を拒否し、または退場を命ずることができることとします。

① 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあると認められる者

② 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる物品を携行している者

③ その他、管理上支障があると認められる者

(5) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や設備の保守点検等のような個別の具体的業務を、事前に委員会の承認を得たうえで第三者に委託することができることとしますが、文化会館の事業及び管理運営業務の全てを包括的に第三者に委託することはできません。

(6) 個人情報の保護と情報公開

① 業務上知り得た個人情報については、その保有する情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講じ、適切な管理を行う。指定管理期間終了後も同様とします。

② 市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、加茂市情報公開条例により、その管理運営についての透明性を高めることとします。

(7) 秘密保守義務

指定管理者の役員、職員または業務に従事している者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、不当な目的に使用しないこととします。その職を退いた後も同様とします。

(8) 原状回復義務

指定管理者は、指定管理業務が終了する場合は施設を原状に回復することとします。但し、委員会が認めた場合はこれを除きます。

(9) 損害賠償責任

指定管理者及び業務従事者が、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこととします。また、業務遂行に必要な保険は指定管理者の責任で加入することとします。

4 業務の範囲

(1)指定管理者が行う業務

- ①文化会館の運営に関する業務
- ②施設等の使用に関する業務
- ③施設等の維持管理に関する業務
- ④芸術文化事業の実施等に関する業務
- ⑤その他の業務

(2)指定管理者の提案による業務及び事業

指定管理者の提案により、イベントの実施や施設の集客促進に係る新たな業務を行ってください。
応募者の柔軟な発想により、新たな業務・事業を行う場合は、事業計画書に記載し提案してください。

5 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日（5年間）の予定です。

6 指定管理料

文化会館の管理運営に係る経費について、次の指定管理料参考金額以下で事業計画書及び収支予算書を提案してください。

次年度以降については、協定書により別途定めることとします。

指定管理料参考金額 54,000,000 円（初年度の大ホール利用は5月からを予定しており、利用料金の減を見込んだ金額です。）

7 文化会館の管理運営における収入

文化会館の管理運営にあたり、以下の収入は指定管理者の収入となります。

(1)利用料金収入

地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を採用します。利用料金の額は、加茂文化会館条例及び加茂文化会館条例施行規則の規定に基づき、あらかじめ委員会の承認を受けて指定管理者が定めることとします。

文化会館の利用には、三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合の公の施設の相互利用に関する協定が適用されます。

(2)指定管理料

指定管理料は、応募者が収支計画書において提案した額に基づき、各年度の予算の範囲内で、委員会と協議し締結する年度協定書において定めるものとします。また、事業計画や業務仕様書の変更などがあった場合、委員会と指定管理者の協議により変更することがあります。

(3)その他の収入

①芸術文化事業等の収入

指定管理者の事業計画書に基づいて実施する芸術文化事業、指定管理者の提案によるイベントの実施及び集客促進に係る事業で得る収入です。

②チケット販売等の手数料収入

プレイガイド業務を行った際のチケット販売手数料収入です。

③コピー機使用実費徴収金及び私用電話使用料

④加茂市以外の行政機関、その他の団体等からの各種助成金、協賛金

指定管理者は文化会館の事業実施において、これらを積極的に活用してください。なお、活用する場合は、事前にその事業に内容について委員会と協議してください。

※注意事項

①会計年度

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）を基準として支払うこととします。なお、支払い時期や方法等は委員会と協議し、年度協定で定めます。

②会計区分の独立

指定管理者は管理運営及び事業実施における経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿類を設けるとともに、当該業務に関しての監査業務が受けられるような体制を整えてください。

③管理口座

指定管理業務に関連する出入金の管理は、自身の団体の銀行口座とは別の口座で管理してください。

8 自主事業の取り扱い

指定管理者は、施設本来の利用を妨げず指定管理業務に支障のない範囲で、指定管理者の責任及び費用負担で文化会館を活用し、積極的に自主事業を行ってください。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分け、事業及び収支結果報告を委員会に提出してください。

9 応募資格

応募者は、公立文化施設の業務に精通し、業務仕様書に掲げる文化会館業務を確実、円滑に遂行でき、将来にわたって文化会館及び市の芸術文化の発展、向上に熱意のある法人その他団体（以下「法人等」という。）、または複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での応募は受け付けません。

単独で応募した法人等は、共同体の構成員になることは不可とし、また、複数の共同体の構成員に同時になることも不可とします。共同体で応募する場合は共同体の代表法人等を定めてください。

共同体で応募した場合、委員会と指定管理者の協定の締結にあたっては、共同体の構成員全てを協定当事者としてします。選定後の協議は、代表法人等を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うことになります。

なお、応募者（共同体の構成員を含む）は以下のいずれかの要件にも該当しない必要があります。

①国税、地方税を滞納している団体

②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている団体

③民事再生法、会社更生法に基づく再生または更生手続きをしている団体

④法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている団体

- ・成年被後見人または被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者

- ・禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁固以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団または暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年間を経過していない者、及びその統制下にある者が含まれている団体
- ⑥政治団体及び宗教団体
- ⑦市長、副市長、教育長、市議会議員が、代表者その他の役員である団体
- ⑧労働保険料を滞納している団体であり、過去 2 年以内に労働基準監督署から是正措置を受けている団体。ただし、必要な措置を実施している場合を除くものとします。
- ⑨指定管理者としての業務の全部または一部を停止され、その停止期間満了の日から 1 年を経過していない団体

10 応募手続

(1)現地説明会

下記の日程で現地説明会を開催します。応募予定者は必ず参加してください。

- ①開催日時 令和 4 年 8 月 18 日（木）午後 2 時（2 時間程度）
- ②開催場所 加茂文化会館（新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号）
- ③参加者数 各団体 3 名まで
- ④申込方法 現地説明会参加申込書（様式第 6 号）に必要事項を記入のうえ、令和 4 年 8 月 15 日（月）午後 5 時までに、次の申込先まで FAX または電子メールでお申し込みください。
- ⑤申 込 先 加茂文化会館（新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号）
FAX 0256-52-0909
電子メール bunka@city.kamo.niigata.jp

(2)質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を下記の通り受け付けます。

- ①受付期間 令和 4 年 8 月 5 日（金）～ 8 月 19 日（金）
- ②受付方法 質問票（様式第 7 号）に記入のうえ、電子メール（開封確認メール）で送付してください。
- ③回答方法 令和 4 年 8 月 26 日（金）までに加茂市ホームページ上で回答します。ただし、ノウハウに関わる部分等、公表することにより申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答します。

- (3)その他 電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けません。

11 提出書類等

(1)提出書類

応募にあたっては以下の書類を提出してください。なお、委員会が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- ①指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

- ② 共同体の応募にあたっては、共同応募確認書兼構成員表（様式第 2 の 1 号）
- ③ 共同体の応募にあたっては、指定管理者共同体協定書兼委任状（様式第 2 の 2 号）
- ④ 法人等の概要書（様式第 3 号）
- ⑤ 誓約書（様式第 4 号）
- ⑥ 事業計画書（様式第 5 の 1 号）
- ⑦ 収支計画書（様式第 5 の 2 号）
- ⑧ 定款、寄付行為その他これらに類するもの（法人以外の団体は会則等）
- ⑨ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑩ 法人以外にあつては、代表者の住民票の写し（3 ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑪ 労働保険料納付済証明書
- ⑫ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類
- ⑬ 役員名簿（役職、職務、略歴含む）、組織図、経営理念及び方針など組織及び運営に関する書類
- ⑭ 過去 3 ヶ年分の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらを明らかにすることができる書類
- ⑮ 過去 3 ヶ年分の事業報告書その他これらを明らかにすることができる書類
- ⑯ 国税及び地方税の未納がない旨の証明書
- ⑰ 印鑑証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- ⑱ 過去に、同種の施設の指定管理者の指定を受けたことがあるものにおいては、直近 1 年分の事業報告書

(2) 提出部数等

- ・ 提出部数は 8 部（正本 1 部、副本（複写可）7 部）とします。
- ・ 書類は全て A4 サイズとしますが、折込の場合は A3 も可能とします。
- ・ 提出書類一式をフラットファイル等に綴り、個別書類にインデックス等で表示を行い、表紙に団体名を記入し提出してください。

(3) 申請書類の受付

- ① 受付場所 加茂文化会館
〒959-1313 新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
- ② 受付期間 令和 4 年 8 月 5 日（金）～9 月 5 日（月）まで
土日休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は 9 月 5 日（月）午後 5 時必着。
- ③ 提出方法 持参または郵便によることとします。郵便の場合、封書の表に赤字で「加茂文化会館指定管理者申請書在中」と記載してください。

(4) 応募にあたっての留意事項

- ・ 書類審査または面接審査前に、書類の不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ・ 提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。
- ・ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- ・ 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ・ 提出された書類は必要に応じ複写します。（使用目的は選定に関わる場合に限りです。）
- ・ 本業務の応募のために得た情報について、応募者は第三者への公表等の他の目的に使用することは

できません。ただし、公知となっている情報及び第三者からの合法的に取得できる情報については、その対象ではありません。

- ・ 共同体で応募する場合、代表法人等及び構成員の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。
- ・ 申請書類の著作権は、応募者に帰属します。但し、指定管理者候補者の決定等必要な場合には、市は指定管理者に指定された応募者の申請書類の全部または一部を無償で可以使用することとします。
- ・ 事業計画書の内容に含まれた管理運営方法等が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている場合で、それを使用した結果生じた責任は、応募者が負うこととします。
- ・ 提出された申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ・ 応募者は、申請書類提出後に応募を取り消す場合、応募辞退届（別紙様式第 8 号）を提出してください。

12 指定管理者候補者の選定

(1)選定方法

指定管理者候補者の選定は、選定委員会（加茂市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 5 条）にて行います。

審査の結果、第 1 順位の団体を指定管理者候補者優先交渉権者とし、第 2,3 順位の団体を補欠者、それ以外の団体を不合格とします。その後、第 1 順位の団体と詳細について協議を行いますが、協議が整わない場合には、第 2 順位、第 3 順位の候補者と順次協議します。

(2)選定基準

資格要件等を満たした者を対象に、プレゼンテーションを行い、下記の基準等に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

- ・ 文化会館の設置目的を理解し、施設運営における意欲があること。
- ・ 運営に対する基本方針が明確であること。
- ・ 利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映され、利用者へのサービス向上が図られるものであること。
- ・ 文化芸術業務等の計画が具体的、現実的で、文化会館を基盤とした様々な事業展開の場面で、市民団体等との連携に対する取組が検討されていること。
- ・ 事業計画に沿った運営を安定して行うための物的能力、人的能力を有していること。
- ・ 個人情報の適切な保護が図られていること。
- ・ 危機管理のための対策が講じられていること。
- ・ 管理運営経費の縮減が図られるものであること。
- ・ 事業計画書が業務仕様書の内容を的確に反映し、利用者へのサービスの向上や今後の発展等を見据えたものであることなど。

(3)選定結果の通知

選定結果は、選定後に全応募団体に文書にて通知する予定です。また、加茂市ホームページ等で公表します。

(4)選定対象からの除外

選定過程の中で、応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。なお、共同体での応募で、共同体の構成員のいずれかが次の要件に該当する場合は、同様に選定対象から除外します。

- ・応募資格を失った場合または応募資格がないことが判明した場合。
- ・申請書提出期間に所定の書類が整わなかった場合。
- ・複数の申請を行い、または複数の事業計画書及び収支計画書を提出した場合。
- ・申請書類に虚偽または不正の記載があった場合。
- ・指定管理者選定等委員会委員に個別に接触した場合。
- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合。
- ・この要項において示した条件に反した場合または著しく逸脱した場合。
- ・応募者が倒産し、若しくは解散した場合。
- ・その他不正な行為があった場合。

13 選定後の手続き等

(1)指定管理者の指定

指定管理者の指定には、加茂市議会の議決が必要となります。

(2)協定書の締結

指定の議決後、指定管理者との協議の上、協定書を締結します。

14 管理運営準備・運営引継ぎ

指定管理者は、指定期間の始期（令和 5 年 4 月 1 日）から円滑に業務が実施できるよう、指定管理者が自らの責任と費用負担において、指定後速やかに管理運営の準備を開始し、市もしくは市が指定するものとの引継ぎを必要に応じ随時行うこととします。協定書は行政処分の附款であり、通常の契約とは異なることから、基本的に改定は行いません。

15 スケジュール

文化会館の指定管理者の公募及び選定は下記日程を予定しています。

項 目	日 程
指定管理者の募集（募集要項等の公表）	令和4年8月1日（月）
募集に関する質問受付期間	令和4年8月5日（金）～8月19日（金）
現地説明会の申し込み受付	令和4年8月1日（月）～8月15日（月）
現地説明会の開催	令和4年8月18日（木）
募集に関する質問の回答の公表予定日	令和4年8月26日（金）
応募の受付	令和4年8月5日（金）～9月5日（月）
選定委員会審査会の開催	令和4年10月上旬（予定）
候補者の選定結果	指定管理候補者として選定後に通知、公表
指定管理者の指定	12月議会
基本協定書の締結	令和5年3月31日（金）
年度協定書の締結	毎年度4月1日
指定管理者による管理運営の開始	令和5年4月1日（土）

16 業務開始前の取消等

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補者の優先交渉権者として選定された者、指定管理者候補者として決定された者または指定管理者として指定された者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、選定指定管理者候補者としての決定または指定管理者としての指定を取り消すこととします。

指定管理者等が共同体の場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき、指定管理者候補者の優先交渉権者としての選定、指定管理者候補者としての決定または指定管理者としての指定を取り消します。また、構成団体が該当した場合は、代表団体が当該構成団体に代え、市長の承認を得たうえで新たに他の構成団体を協定に加える等、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることとします。この措置を講ずることができない場合は、同様に取り消すこととします。

取消となった場合は、申請者の順位付けにおいて次の順位の優先交渉権者と協議し、協議が整った場合は、その優先交渉権者を指定管理者候補者として決定します。

- ・応募資格を失った場合または応募資格がないことが判明した場合。
- ・提出した書類に虚偽または不正の記載があることが判明した場合。
- ・この要項等において示した条件に反した場合または著しく逸脱した場合。
- ・指定管理者等が社会的に非難される事件を起こした場合。
- ・指定管理者等が倒産し、若しくは解散した場合。
- ・資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合。
- ・加茂市議会において、指定にかかる議案が否決された場合。
- ・正当な理由なくして協定の締結に応じない場合。
- ・その他指定管理者に指定することが不可能となった場合または著しく不相当と認められる事情が生じた場合。

17 市と指定管理者のリスク分担

指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うこととします。但し、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととします。市と指定管理者のリスク分担の方針は、次表のとおりとします。

種類	内容	加茂市	指定管理者
法令等の変更	施設の管理運営業務に関する法令等の変更	両者の協議による	
税制の変更	施設の管理運営業務に影響を及ぼす税制の変更	○	
物価	物価変動による物品等の経費の増		○
	著しい物価変動が発生した場合	両者の協議による	
金利	金利の変動による経費の増		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	上記以外による施設・設備・物品等の損傷	○	
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷	○	
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
要求水準不適合	協定により定めた管理運営業務実施の要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等の市が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの	○	
	事業計画書等の指定管理者が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの		○
事故等に伴う損害賠償	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損害。これに伴う自己の休業損害		○
	施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の発生等により、周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害		○
	市の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害。	○	
	上記以外による損害	両者の協議による	

種類	内容	加茂市	指定管理者
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期またはこれに伴う休業損害	両者協議による	
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況による経費の増、収入の減		○
運営経費の増	指定管理者の要因による運営経費の増		○
	市の要因による運営経費の増	○	
施設の競合	競合施設による施設利用者の減、収入の減		○
情報の漏洩	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏洩及びこれに伴う損害		○
資金調達	施設の管理運営に必要な資金の確保		○
事業終了時の費用	指定期間の満了または期間中途における指定取消等による業務終了時の撤収費用		○

18 問合せ先

加茂文化会館

〒959-1313 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

TEL : 0256-53-0842 FAX : 0256-52-0909

Mail : bunka@city.kamo.niigata.jp